

広報 うえだ

昭和54年 1月16日

第783号

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田24100
印刷 田辺印刷



遠い昔のことでした。岡村城に平清氏という大将がいました。競争相手の源氏の大將源頼信の評判が日に日に高くなってゆくのが、悔しくてなりません。ついに頼信を討つ兵をあげました。

受けて立った源氏の先陣はト部季武(うらべのきふ)と八屋友高(はちやのともたか)。友高はひきように逃げましたが、武勇の季武は城を落とし、清氏を舞田峠で討ちとります。しかし、その首を友高に盗まれてしまいました。

頼信の御前でどちらが清氏を討ったかを争いますが、友高のさしだした馬印が偽物ということがあらわれて、季武の勝になるのです。四天王前田山合戦という浄瑠璃に書かれているということです。

主な内容

- 土木・教育重点に補正、12月定例会終る……………2・3ページ
- 1中・2中・3中の通学区域変更 } ……3ページ
- 4月の新入生から実施
- 下水道事業受益者負担金 } ……4ページ
- 一平方メートル当り200円第二期区域内の皆さんから
- はしかの予防接種無料で実施……………5ページ
- 市への物品納入見積参加願の提出……………6ページ

市民と市長の日

「市民と市長の日」を2月1日(木)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

農地の問題で悩んでいる皆さん、2月1日(木)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で、「農地問題相談」を行います。お気軽におでかけください。

土木・教育重点に補正

〔12月定例市議会終る〕

十二月定例市議会は、十二月五日から二十日までの十六日間の会期で開かれました。

この議会では、下水道事業第二期計画区域内の皆さんに負担していただく受益者負担金を定めた「上田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」の制定、川西地区の土地、家屋に五十四年度から都市計画税を課税する「上田都市計画税条例」の一部改正。

景気浮揚を図り、各種事業を推進する一般会計特別会計補正予算。たばこ・塩の専売制度の存続とたばこ消費税の増額・増率に関する意見書など三十九議案が審議され特別職の職員等の退職手当に関する条例の一部改正原案を一部修正し、全議案が可決承認されました。

予 算

▽補正予算額

一般会計

八億二千四百九十八万四千円

特別会計

七千七百八十五万四千円。

▽総予算額

一般会計

百四十五億三千三百十一万四千円。

特別会計

四十七億二千三百八十三万円

▽予算の主な使いみち△

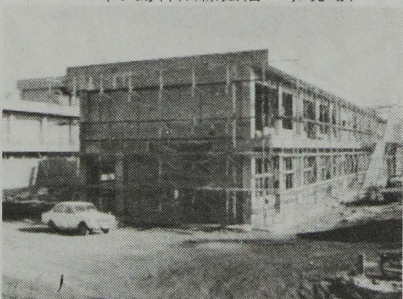
一般会計

《総務費》

来年度庁舎増築計画資金を含めた財政調整基金積立金、市制六十年記念事業費、下室賀財産区議会議員選挙費、県知事県議会議員



市道の整備順調に進む
(小島神畑線拡幅工事現場)



小学校の校舎整備も進む(東塩田小学校)

選挙費などに三億二千二百三十三万九千円。

《民生費》

生活保護医療扶助費、老人福祉センター拡張の代替地購入費、東塩田老人集会所舗装工事費、私立保育所の人件費補助、点訳奉仕活動等石井基金への積立金、交通災害遺児を激励する援助金などに三

千九百七十九万六千円。

《衛生費》

家庭雑排水浄化そう設置補助金井戸水汚染の対策として水道管敷設工事補助金、医師会付属看護学院運営費補助金、公衆浴場経営安定化補助金などに一千五百八十五万九千円。

《農林水産業費》

国から交付のあった水田利用再

編推進特別交付金、同和地区農業振興策のなめこ周年栽培施設工事費、豊里地区県営ほ場整備測量委託料、農道、水路新設改良改修補助金などに五千九百九十二万九千円。

《商工費》

卸商業協同組合事業補助金、融資制度のための信用保証料などに一千二百二十八万五千円。

《土木費》

道路新設改良工事費、橋りょう

条 例

▽上田市予防接種健康被害調査審議会条例△

法定予防接種が原因で発生した副作用などの被害に対して、適正かつ円滑に対処するための審議会を設置するため制定しました。

▽上田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例△

下水道事業第二期計画区域内の皆さんに負担していただく、受益者負担金を定めるため制定しました。くわしくは四ページをご覧ください。

▽上田都市計画税条例の一部改正△

川西地区の土地、家屋は、都市

改修架設工事費、河川用悪水路改修工事費、秋和上堀線改良工事費、自然運動公園の五十メートルプール、運動広場工事費などに二億四千六百五十九千円。

《教育費》

神科・東塩田小学校校舎改築工事費、視聴覚教育機器購入費、第四中学校校庭夜間照明工事費、陸上競技場改修工事費などに一億六千四百三十八万九千円。

計画税の課税対象から除かれていましたが、五十四年度から課税対象とするため改正しました。

▽上田市塩田地区有線放送電話施設条例の一部改正△

経営管理費、諸経費の増加、公社電話の普及による公社電話接続手数料の減少などにより、経営のバランスがむずかしい状況になったため、塩田地区有線放送電話運営委員会の答申も受けて、使用料の基本料金を次のように改めるため改正しました。

- 1、一般回線基本料金Ⅱスピーカー電話一個当り、一か月六百元を七百元。
- 2、公共専用回線基本料金Ⅱスピーカー電話一個当り、一か月、六百元を七百元。
- 3、個人専用回線基本料金Ⅱスピーカー電話一個当り、一か月、六百元を七百元。

で、現行の専売制度、公社制度を

を検討する③たゞこの直上ずま、

1中・2中・3中の 通学区域の変更 4月の新入生から実施

＝1中の移転は国分寺北の高台＝

市教育委員会は、上田市立小・中学校通学区域審議会（会長山極真平さん）からの答申を受け、協議した結果、この答申を尊重し、第一中学校、第二中学校、第三中学校の通学区域の変更を五十四年度の新入生から実施することになりました。

教育委員会告示第1号

中学校の通学区域を次のとおり変更し、昭和54年度新入生から適用する。

昭和53年12月23日

上田市教育委員会

変更する区域	学 校 名	
	旧	新
上川原柳町、愛宕町、鍛冶町、染屋の一部(桃の木、押出2266～2313)	第一中学校	第三中学校
新町、西脇、諏訪部、生塚、	第三中学校	第二中学校

「カー電話一個当たり、一か月、一千円を一千二百円。二個以上使用する場合は、一個当たり二百円加算を三百円加算に改めました。

▽特別職の職員等の退職手当に關する条例の一部改正△退職金の支給方法を「退職、または死亡した日までの通算する」から「任期満了、退職、または死亡した日までの通算する」と改め支給率を、百分の八から百分の十五引き上げました。

意見書

たばこ、塩の専売制度が地方財政などにおよぼしている影響を考へ、専売制度の変更による影響は大きく、その方途は危険であるの

今回決定した通学区域の変更は左表のとおりで、第一中学校から第三中学校への通学区域の変更は原案どおり、上川原柳町、愛宕町鍛冶町、染屋の一部、第三中学校から第二中学校への通学区域の変更も、原案どおり、新町、西脇、

諏訪部、生塚とし、五十四年度の新入生から実施、在校生については、変更を適用しませんので、それぞれ現在通学している学校で卒業します。

第一中学校の移転新設について、原案どおり実施することに決

で、現行の専売制度、公社制度を健全に発展させるため、①現行のたばこおよび塩の専売制度を存続させ、産業全体の利益を守るとともに、地域産業の発展を図る②地方たばこ消費税は、地方財政の現況を考へ、増額および増率の方向

を検討する③たばこの値上げは、消費減退の現状を考へ慎重に対処することを強く要望した「現行のたばこおよび塩の専売制度の存続並びに地方たばこ消費税の増額および増率を要請する意見書」を採択しました。

家・土地を売ったときの 特別控除の 範囲拡大

住んでいる家や家とともに土地を売ったとき、譲渡所得税がかかりますが、売った金額のうち三千万円の特別控除が受けられます。

この特別控除の対象範囲が次のように広がりました。

1、五十二年以前は、住まなくなつてから一年以内に売った場合に限り控除が受けましたが、今後は三年以内に売れば適用されることになりました。

2、以前は、住んでいた家でも、いったん他人に貸したような場合は、特別控除は受けられませんでした。今後は、他人に貸すなど何に使用していても適用されることになりました。

この特別控除を受けるには、確定申告することが必要ですので、ご注意ください。

へお問合せ

上田税務署（☎22234）

今回の答申に入らなかった区域については、審議会では、引き続きいて会議を開き審議を進めることにしています。

下水道事業受益者負担金

一平方メートル当たり二百円

第二期区域内の皆さんから

市の下水道建設事業は、市民の皆さんの協力により順調に進み

第二期計画地区の工事にも着工しました。この第二期計画区域内に住んでいる皆さんに、下水道事業によって受ける受益の範囲内で、受益者負担金を納めていただき、

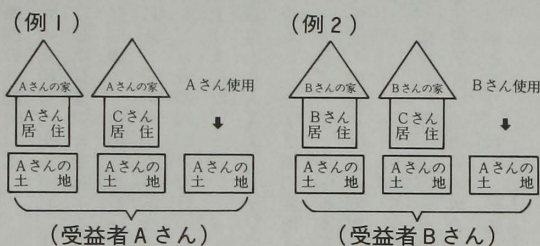
下水道事業の円滑化を図る「上田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」が、十二月定例市議

会で議決され、十二月二十一日公布施行されましたので、第二期計画区域内(下図)の皆さんは、次のことがらを理解され、ご協力をお願いいたします。

この条例は、市の下水道事業を行うために、第二期計画区域内東部、西部、卸団地にある土地に対して、一平方メートルあたり、二百円の受益者負担金を掛け、この受益者負担金を五十四年度から五か年間の間に分割して納めていただき、下水道事業の推進を図ろうというものです。

「負担金を納める受益者とは」原則として、第二期計画区域内

受益者の決め方



面積に乗じたものです。

この負担金は、一度限りのもので、五年間に分割し、一年をさらに四期にわけて納めていただきます。

(例) 所有地330㎡の場合
負担金=66,000円
330㎡×200円
=66,000円
一期の納入金額
=3,300円
66,000円÷5年÷4期
=3,300円

納入については、市税と同じように「納入通知書」により納めていただきます。

「徴収猶予・減免」

1、農地、山林、原野、雑種地、池沼などは、全額、五年間徴収猶予されます。ただし、宅地化した場合は、その時点から徴収の対象となります。

2、火災、風水害、盗難、生活困窮、係争中の土地、その他市長が特に必要と認めたときは、徴収猶予、または減免されます。

3、学校、保育園、庁舎、公会堂など、国、または地方公共団体が所有、または利用している建物や土地などは、その状況により、二五%から七五%の減免となります。

4、受益者が生活保護法による生活扶助などを受けているとき、また、国道、市道、河川、公園

国鉄軌道敷、墓地などは、全額免除されます。

「受益者の皆さんに申告していただきます」

受益者や負担する土地の間違いをなくするために、受益者の皆さんに申告をしていただきます。申告書は、今年四月以降に送付します

ので、提出期限までに必ず申告してください。

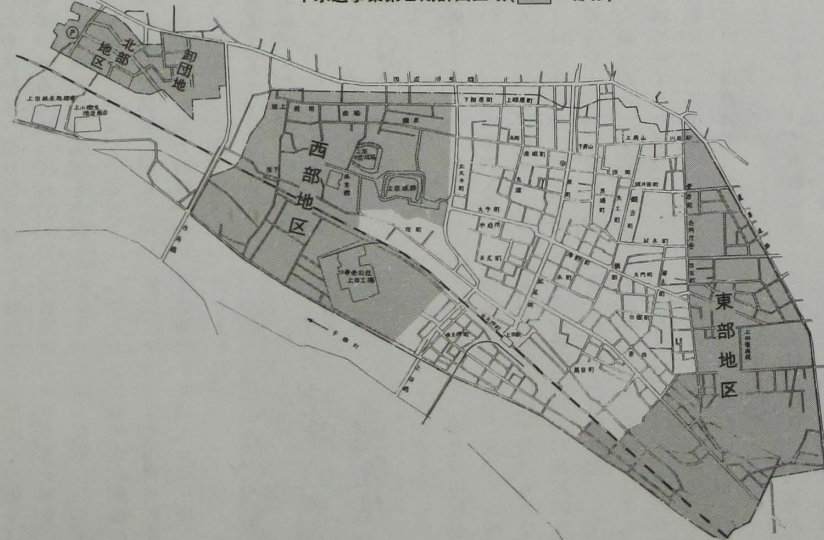
「説明会を開催」

受益者負担金についての説明会を各自治会ごとに行います。期日場所は後日連絡しますので、皆さんおでかけください。

「お問合せ」

下水道課普及係 ☎ 24100
内線三五七・三五八

下水道事業第2期計画区域()の部分



お知らせのページ

お知らせのページ

お知らせのページ

無料で

はしかの予防接種実施

委託医療機関で受けよう

市は、麻しん（はしか）の予防接種を次により「無料」で行いますが、今までに麻しんにかかったり、以前にこの予防接種を受けた子供さんは該当しませんのでご注意ください。

＜対象者＞

1、四十九年一月一日から五十年十二月三十一日までに生まれた子供さん。

2、六歳未満の子供さんで、昨年十二月に行った予防接種を受けられなかった人。

＜注射実施期間＞

二月一日（休）から同二十八日（休）までに、子供さんの健康状態が良い日に、下表の地区別委託医療機関へ事前に電話などで連絡して受けてください。

＜受けられない人＞

1、種痘、急性灰白髄炎（小児マヒ）、風しんなどの予防接種を受けた後、一か月が過ぎていない子供さんと、三種混合予防接種を受けた後、二週間が過ぎていない子供さん。

2、発熱、または著しい栄養障害のある子供さん。

3、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患の増悪期、または活動期にある子供さん。

4、卵や食物によるアレルギーを起こすおそれがあることがわかっていない子供さん。

5、注射による異常な副作用を起こしたことがある子供さん。

6、一年以内にけいれんの症状を起こしたことがある子供さん。

7、ガンマグロブリンの注射を受けた子供さん。

8、その他予防接種を行うことが不適当な状態にある子供さん。

＜持っていく物＞

1、送付した通知書（必ず問診票に記入してください）。前回の対象者で未接種の子供さんは、前回通知した問診票を記入のうえお持ちください。紛失した場合は、各医療機関に用意してありますので申し添えてください。

2、母子健康手帳、または健康手帳。

＜その他＞

注射後、副作用などで治療を受けた場合の費用は個人負担です。したがって社会保険、国民健康保険を利用してください。

麻しんの予防注射は、注射後副

作用が起こることがしばしばあります。

この副作用は、注射後七日から十二日を中心に、三十七度から三十八度五分以上の熱を出したり、軽い発しんが起こったり、せき・

麻しん予防接種地区別委託医療機関と担当医師名（敬称略）

ブロック名	地区名	医療機関及び担当医師名
1ブロック	東部・南部・中央	遠藤内科医院（遠藤恭介）齊藤医院（田口経子）宮坂内科医院（宮坂昌永）日新堂病院（宮坂厚）村上医院（村上通）松尾内科小児科（松尾智子）宮坂内科小児科医院（宮坂啓）
2ブロック	西部・中央の一部塩尻	安藤病院（安藤暉子）荒井医院（荒井真佐次）嶋村内科小児科医院（嶋村富郎）豊田医院（豊田道子）堀内医院（堀内伸）柳沢病院（柳沢文秋）熊坂内科（熊坂年成）
3ブロック	北部	岡田外科医院（岡田良夫）工藤内科医院（工藤友太郎）小井土内科医院（小井土昭二）依田医院（依田壮三）日新堂病院（宮坂裕）
4ブロック	城下	三好町産婦人科医院（児玉友雄）城南医院（滝沢明）三原内科医院（三原宏俊）
5ブロック	川辺・泉田・川西	飯島医院（飯島杏栄、飯島喜八郎）池田医院（池田正臣）池田医院（池田英雄）内久根医院（内久根武）
6ブロック	神科・豊殿	神科診療所（工藤恭久）葦沢医院（葦沢達）小松内科循環器科医院（小松康文）
7ブロック	塩田	甲田内科小児科診療所（甲田芳夫）橋本医院（橋本至敬）塩田病院（堀内泉、堀内健、堀内三子、大沢智昭）佐藤医院（佐藤昭二）
8ブロック	神川	金井内科小児科医院（金井彰）齊藤外科医院（齊藤元康）新美医院（新美欣也）堀内医院（堀内静生）宮下内科小児科医院（宮下孝三）

○子供さんが住んでいるブロック内のいずれかの医療機関で注射を受けてください。

職場の管理と 監督技法の 講習会を開催

中小企業の事業主を対象に「職場の管理と監督技法の講習会」を次により行いますので、大勢ご参加ください。

とき 二月五日（月）・六日（火）午前九時から午後四時。

ところ 上小高等職業訓練校（天神二丁目）

受講料・定員 一人三千円。三十名。ただし定員になり次第締切ります。

締切日・お問合せ 一月二十五日（休）までに、上小高等職業訓練校へ申込んでください（☎②二六六六）

＜お問合せ＞

保健予防課保健係（☎②四一〇）内線二八九有線②〇七二一

くらしを守る国民年金

(15)

20歳のあなたと年金

国民年金とは、農林漁業、商工業、サービス業などを自営する人とその家族、および、これらの職種で従業員5人未満の事業所に勤めている人とその家族の皆さんが年をとったり、障害者や母子家庭などになったとき、年金を受けて生活の安定を図ることができる制度です。

今年は、国民年金制度が実施されてからちょうど20年になります。この制度は、すでに2,720万人の国民が加入し、400万人以上の皆さんが年金を受けているわが国最大の年金制度です。「はたち」になられた皆さんは、成人として多くの権利と義務が生れますが、国民年金に加入することもその一つです。

老後はまだ先きのことと考えがちですが、日本は、世界一の長寿国になりましたので、老後の生活設計を今から考え、準備しておく必要があります。20歳になった皆さん、あなたの将来のために是非加入しましょう。

現況届は2月15日(木)までに

老齢年金、通算老齢年金を受けている皆さんに、社会保険庁から1月下旬ごろまでに「現況届」の用紙が届きますので、必要なことがらを記入し、市役所市民課、または各支所で証明を受け2月15日(木)までに必ず提出してください。



選挙の知識

(16)

未成年者の選挙運動

1. 満20歳にならない人は選挙運動はできません。また、だれも満20歳にならない人を使って選挙運動をしてはいけませんが、単なる労働者として使うことはよいとされています。
2. 満20歳にならない学生がアルバイトとして選挙運動することはいけないとされています。
3. 満20歳にならない人を所属候補者の選挙運動のために使っている政治活動用のビラを頒布させることはいけないとされています。
4. 組合活動としての行為であっても1.に該当する場合はいけないとされています。

選挙権・被選挙権のない人の選挙運動

選挙権・被選挙権のない人は選挙運動はできません。

署名運動の禁止

だれも選挙に関し、投票を得ようとしたり、または得させない目的で選挙人に対して署名運動をすることはできません。

1. 特定の人の後援会加入などの署名であっても、投票を得ようとする目的で行われたときはいけないとされています。
2. 署名を求めるために戸別訪問する場合、その方法、時期、態様などにより戸別訪問と見られ違反となる場合があります。

市への物品納入 見積参加願の 提出

今年度、市へ物品の納入を希望される人は「見積参加願」の提出が必要です。次により提出してください。

提出期限

二月一日から同二十八日までです。期日までに提出されますと、市の規則により資格審査をし、見

積参加業者名簿に掲載します。

提出先・お問合せ

会計課(窓口⑧番)②四一〇〇
内線三九二・三九三

必要書類

- ①見積参加願②営業概要調書③事業経歴書④納税証明書(事業税市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の各一通。用紙は会計課にあります。

タバコは

市内で買いました

トラトラスト未検査の 戦傷病者の人は申し てください

でよう

戦傷病者の皆さん全員へ県から五十二・五十三年の間に「トラトラスト検診」を受けられるよう通知しましたが、まだ受けられていない人は、至急、福祉事務所社会課へご連絡ください。

お問合せ

福祉事務所社会課(窓口⑩番)②四一〇〇内線三七八

三歳児検診日程表

会場	上田市健康センター	塩田母子健康センター
地区	新市内 旧市内	塩田全区
対象児	51年1月生	51年1月2月生
2月	9日 15日	28日

二月の乳児、三歳児検診を次にやります。時間は、いずれも午後一時三十分から二時三十分。母子健康手帳をお持ちください。

乳児検診 三歳児検診

乳児検診日程表

会場	上田市健康センター			市塩田母子健康センター	市川西社会福祉センター
対象児	4か月児	9か月児	1歳半児	4・9か月	4・9か月
53年10月生	53年10月	53年5月	52年8月	53年10月 53年5月生	53年10月 53年11月 53年5月生 53年6月
地区	新市内	旧市内	新市内 旧市内	塩田全区	川西全区
2月	7日 14日	1日 21日	23日 27日	20日	13日